慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古版経済書解題 ルイス· ロバート著 一千六百四十一年版『外国貿易論』
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.7 (1936. 7) ,p.1043(89)- 1051(97)
JaLC DOI	10.14991/001.19360701-0089
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360701-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ple of law," Eng. trans. by Lisle. 1921. p. 81)。（3）然しながら、—尙姑らく del Vechio に從つて—玆に法の論理的形式は單に法律實在を限定、加工、構成する作用を限つて、その法律內容を實質的に合理化する能力は無い。これに對しては必ずや別に、實踐的、倫理的當爲が要求されなければならない。洵に實證法はその內容が合理化されなければならない限り、是非とも實踐理性の批判の對象とならなければならぬ。こゝに倫理的意義に於いて要求せらるゝ理想法—法の法、法の理を表すに del Vechio は再び自然法の語を取り上げて之れに當てるのである。

（3）del Vechio の精しい議論に就いては、わざと玆では省略した。詳しくは前揭の著書について見よ。尙ほ Vechio の「自然法」論については平野義太郎氏による解說的紹介論文『自然法の私法に對する適用に就いて』（法學志林 第二七卷第八號以下所載）がある。

洵に法の倫理的理念としての自然法の再採用は、再び玆にも新しい意味に於いて論ぜられつゝある。しかしながら、それは決して自然法の私法的事項に對する直接な適用を意味するものでないこと論を俟たぬ。del Vechio の如きも亦嚴重にこれを戒しめて居るのである。

古版經濟書解題

ルイス・ロバーツ著一千六百四十一年版『外國貿易論』

高橋誠一郎

一

經濟文献史上主として『商業地誌』（The Merchant's Mappe of Commerce; Wherein the Vniversall Manner and Matter of Trade is compendiously handled, & c, 1638.）の著者として知らるゝルイス・ロバート（Lewes or Lew is Roberts or Robert）は其の死去の年一千六百四十一年を以つて刊行せられた其の『外國貿易論』（The Treasure of Traffike. or A Discourse of Forraigne Trade. Wherein is shewed the benefit and commoditie arising to a Common-Wealth or Kingdome, by the skilfull Merchant, and by a well ordered Commerce and regular Traffike. Dedicated to the High Court of Parlament now assembled.）に於いて理論の領域に進出してゐる。本書の出版者は倫敦王立取引所南門の書肆ニコラス・ブーアン（Nicholas Bourne）である。ロバートはボーマーリス（Beaumaris）家に屬し、一千五百九十六年北部ウェールズのアングルシー島に生れ、東印度會社及び東邦會社（The Levant Company）の兩者に加入せる商人であつた。彼れの埋葬の日附は一千六百四十年三月十二日となつてゐるが、實際は一千六百四十一年と推定せられてゐる。

二

著者は國を富ます三個の方法を以つて、第一、武力及び征服、第二、植民地の建設、第三、通商及び外國貿易であると做し、而して彼れは第三のものを以つて最確實、最容易、最迅速なる方法であると觀た。前二者を遂行するが爲めには金と時とが消費せられなければならぬが、商人に對する免除と特權と自由とは啻だに最後のものを確實ならしむるのみならず、又、之れを完成す可きである。吾人の救ひが不慥かに思はるゝ時は、吾人は專ら博識なる神學者に敎を請ひ、吾人の國土が侵略せらるゝ時は、軍人は最良の指揮者であり、法律が制定せらる可き時には、法曹は最善の顧問たることを示すが如く、一國が通商に適するの地位を占め、而して君主が外國貿易によつて其の國を富ましめんと欲しつゝある時は、商人の勸告は疑ひもなく最も能く之れを增進するを得可きである。(ibid., pp. 2-3.)。倫敦商人たる著者は本書中に於いて、熟練ある商人により、又秩序整然、規律嚴然たる貿易及び商業によつて國家に齎さる可き便益を略述し、併せて這般の商業が如何にして助長せられ、又如何にして攪亂せらるゝを得るか、如何にして促進せられ、又如何にして荒廢せしめらるゝを得るか、而して其の優れたる支配によつて如何にそが一國に取つて有利且つ高貴なるを示すを得るか、又其の不良なる管理と不規律なる過程によつて如何にそが有害且つ不名譽なるを得るかを明かにせんことを期したのである。(ibid., p. 5.)。

富は主として三つの物から成ると稱せらるゝことが出來る。第一は自然的貨物、第二は人工的貨物、第三は商業及び貿易による是れ等兩者の有利なる使用及び分配である。(ibid., pp. 6-7.)。自然的貨物及び人工的貨物は、交易の助けなくんば、一國を殷富ならしむるを得ない。(ibid., pp. 12, 15-16.)。然るに貿易其の者は獨自に總べての自然的若しくは人工的貨物の缺乏を補足することが出來る。貿易の遂行、保持及び增加に於いて注意す可き點は（第一）輸出せらる可き商品は如何なるものであり、輸出す可らざるものは如何なるものであるか、（第二）輸入せらる可き商品は如何なるものであり、輸入す可らざるものは如何なるものであるか、（第三）這般の貿易は如何にして容易ならしめらるゝを得るか、（第四）這般の貿易は如何なる便益を國家に生ずるかの四である。(ibid., pp. 17-8.)。

第一の點に關しては、一國が豐富に有する商品の輸出は許容せられ、之れに反し其の國が不足を感ずることある可き貨物若しくは外國に於いて之れを使用するは自國に取つて有害なるの虞れある貨物は輸出を許さる可きでない。金銀は或る國々に於いては輸出を許され、他の國々に於いては之れを禁ぜられてゐる。(ibid., pp. 18-20.)。著者は實例を擧げて、金銀が其の輸出に關する法制に關係なく、或ひは豐富と爲り、或ひは稀少と爲ることある可きを述べる。(ibid., 20-25.)。著者は、西印度が東印度貿易を推進す可き貨幣を供給し、而して東印度が西印度貿易を推進す可き豐富なる香料及び藥材を供給すると做してゐる。(ibid., pp. 25-26.)。自國内に於いて未だ完成せられざる人工的貨物は輸出を許さる可きでない。或る君主は自國内に生ずる原料を以つて滿足せず、諸外國より之れを吸收して、其の人民を仕事に就かしめ、以つて著しく自己をして殷富ならしめ、其の國家をして榮えあらしめ、而して斯くの如くして加工を了したるものを、初め當該製造品の最初の原料を彼れ等に供給せる國民に對してすら賣却して其の通商貿易に偉大なる援助を與ふるに努める。(ibid., p. 31.)。然しながら、自國產貨物の輸出が其の國家に取つてより大なる重要性を有し、其の價値に於いて輸入せらるゝ貨物を超過する一定の場所に於いては、外國品を保護すること餘りに多きに過ぎて自國品を等閑に附し、之れを萎靡せしむるよりも、自國品を保護し、外國品を無視することが安全であり、優つてゐる。(ibid., pp. 33-34.)。先づ第一に顧慮せらる可きものは一國の重要自國物產であり、而して之れに次いで愛護せらる可きものは其の臣民をして仕事に着手せしむ可き外國物產であ

る。(ibid., pp. 34-35.)。

著者は第二に如何なるものが輸入せられ、如何なるものが輸入せらる可きに非ざるかを考察する。寶石、珠玉、(iem)、芳烈なる香具、高價なる不必要の香料並びに贅澤なる織物の如き放縱奢侈に資する總べての貨物は輸入を禁止せらる可きである。穀物、牛酪、乾酪及び總べての食料品の如き必要なる貨物、軍需品並びに國民をして仕事に從事せしむる貨物は輸入せらる可きである。而も是れ等最後の貨物の多くは君主の明察と裁斷とに從つて或る一定の制限を以つて輸入せらる可きである。即ち奬勵若しくは免除に依つて商人が第一資料、例へば綿花を齎すならば、綿糸は或ひは禁止せらるゝかも知れぬ、蓋し是れに由つて貧民の勞働の一部は奪はるゝが故である。(ibid., pp. 38-43.)。

次いで考察す可きものは交易を容易ならしむるに存する。ロバートは(一)水陸共に、財貨及び商品の便利なる輸送を促進すること、(二)河川、橋梁、街道等に通行税を賦課せざること、(三)海洋より海賊を一掃すること、(四)航海者を防護するが爲めに警標、望樓、燈臺、海標及び浮標を設け、且つ之れを保持すること、(五)陸路をして盜賊及び强盜の害なからしめ、公道及び腐朽せる橋梁を修繕し、旅館 (alberges) 其の他を建設すること、(六)陸には驛遞及び驛馬、海には郵便船等を維持すること、(七)交易の自由を妨害することある可き獨占、特許等を廢止すること、(八)特權を賦與して勤勉なる外人及び商人を誘致すること、(九)總べての財貨及び商品に課せられたる一切の苛重なる關税、若しくは少くとも國民の財貨に課せられたるもの並びに總べての必要及び有用の貨物に課せられたるもの(若しくは少くとも是れ等のものが君主の貨物と符合することがないとしたならば)は之れを免除す可きこと、(十)商人及び航海者の爲めに海法を設く可きこと、(十一)商事裁判所を設立す可きこと、(十二)通貨をして確實、不變且つ不動にして、又優良ならしむ可きこと、(十三)商人に對して榮譽を與ふ可きこと、(十四)海上損害補償局 (an assurance office) を設立す可きこと、(十五)海上貿易に從事する商人をして其れ其れ別箇に其の交易を行はしむることなく、相結合して一會社を設立せしむ可きこと、(十六)君主若しくは共同金庫よりして熟練ある商人に對し無報償若しくは輕易なる步合及び擔保を以つて巨額の貨幣を貸出す可きこと、(十七)貨幣に代へて債務證書の移轉を行はしむ可きこと、(十八)貧民は交易を行ふの能力を有することなく、富者は外國貿易に其の家產を賭することを敢てせんとせざる場合には君主自ら範を垂れて貿易を促進す可きこと、(十九)交易の存せざる所に於いては貿易市場 (staple of trade) の設立によつて之れを取得し得ることを主張する。(ibid., pp. 43-56.)。

貿易市場は大なる免除及び特權が、孰れの國民たるとを問はず、總べての商人に許與せらるゝ場所である。ロバートは這般の貿易市場制度が實施せられつゝある諸國、殊に低陸聯邦の經驗に徵して、斯制度の設置によつて英國に與へらる可き利益を論述する。(ibid., pp. 57-62.)。第一に、商人は佛蘭西、西班牙、伊太利、土耳古及びバルバリ(亞弗利加北岸の回敎諸國)並びに東西兩印度の諸貨物を獨逸、波蘭、丁抹、瑞西、ポマーランド、スプルーシア及びライフランド等の諸國に輸出するを得可く、而して多數且つ有用なる是れ等諸外國の商貨は再び前記の貿易市場より南方及び西方諸國に輸送せらる可く、斯くて商人等は這般の貿易の擴張によつて著しく繁榮に赴く可きである。第二に、這般の貿易市場が存置せらる可き諸海市は著しく富裕ならしめらる可きである。第三に、此の國の海員及び船舶は是れに由つて著しく增加せられ、且つ繁忙と爲る可きである。第四に、多數の貧民並びに其の他の手工業者及び勞働者は是れに由つて仕事を與へられ、業務に從事す可きである。第五に、此の國の名聲は諸外國に於いて大に揚がり、而して多量の地金は是れが爲めに輸入せらるゝに至る可きである。第六に、そはあらゆる

種類の穀物をして購買者及び販賣者に取り共に穩當なる價格を維持せしめ、而して我が國家は凶荒の起りたる場合には、常によく穀物の準備を有し、斯くて又、斯くの如き場合に輸出せらるゝの常なる吾人の鑄貨を保留す可きである。最後に、吾人が自ら何等の用途をも有することなく、又陛下が現時に於いては全然何等の關稅收入をも有することのないあらゆる種類の外國貨物の輸入及び輸出貿易によつて英國の關稅は著しく增加せらる可きである。(ibid., pp. 62-64.)。最後にロバートは、一國の貿易の主たる促進者であり、又其の一度び獲得せられたる時、之れを保持する唯一の方法たるものは君主の權威によつて有爲にして思慮ある商人の精選せられたる一群を決定し、之れに權力と充分なる特權とを與へて、貿易の不秩序及びモグリ貿易者を詮議し、之れをして君主、其の國土及び蒼生の便益及び福利と一致するが如き底の秩序及び組織に歸せしむるに存することを論證せんとする。彼れに從へば、(一)君主より斯くの如き權能を賦與せられたる商人、即ち所謂「國家的商人」(state-merchants)若しくは「商人政治家」(Merchant Statesmen)は純然たる政治家よりも有效に貿易の擴張及び其の整理並びに統制を行ふの力を有し、(二)彼れ等よりも、よく地金の造幣局輸入若しくは鑄貨の國外輸出を豫見して之れに善處することが出來、(三)自國商品を過少に評價し、外國貨物を過大に評價するの不利並びに其の原因をよりよく知悉し且つ之れを防止することが出來る。彼れ等は又、(四)新植民地若しくは新たなる通商の發見によつて貿易を擴張することが出來、(五)關稅の引き上げ及び引き下げによつて、(六)製作場内に一國の全貧民を使役するによつて、(七)衰微せる港町に住民を供給するによつて、(八)低廉なる價格を以つて絕えず(凶荒時に於いてすら)國家に穀物を供給するによつて、(九)貿易市場、即ち貿易の自由を設定するによつて、(十)貿易によつて敵國を微弱ならしむるによつて、(十一)外國の君主と平和條約を締結し、若しくは聯盟及び和親を構成するによつて、(十二)外國の事情に精通するによつて、(十三)鑄貨の輸出なくして成立すること能はざる諸貿易を抑制するによつて、(十四)這箇一國鑄貨の輸出なくして存續することを得ざるものではあるが、而も是れに由つて生ずる損害を償つて猶ほ餘りある他の有利なる貿易を生ぜしむる一定の諸貿易を撫育するによつて、(十五)一國内に於いて制定せられたる如何なる法令及び條例が其の貿易を促進擴張し、如何なるものが之れを損傷毀損するか、又彼れの居住する國家に取つて有害なる如何なる法令及び條例が外國に於いて制定せらるゝか、而して如何にして對抗的法令及び規制によつて之れを防止するかを知るによつて、(十六)外國君主が彼れ等の領土内に於ける一定の貨物及び一定の國民に特惠を與へて彼れの居住する國家の不利益を招徠するを知つて、短時日間に之れを防止し之れを除去するを得るによつて、(十七)如何なる貨物が他國より引き出されて自國の利益と爲ることを得るか、又如何なる貨物が自國より拉し去られて他國の損害若しくは利益と爲るかを知るによつて、(十八)國内に於いて加工せらる可き製造工業原料の輸入によつて、(十九)其の居住する國家の航海を妨害し、海運を減殺する外國の條例並びに不知の間に之れを破壞する國内の命令及び禁令を知るによつて純然たる政治家よりも有效に國家の一般貿易を管理するを得可きである。(ibid., pp. 65-75.)。

著者は次いで幾多の君主が此の貴重なる寶玉にも譬ふ可き通商貿易を取得するが爲めに行へる努力に就いて物語り、而して周到なる注意と整然たる秩序の缺乏によつて之れを喪失せる諸都市に就いて記したる後(ibid., pp. 76-88)。英國東印度貿易並びに同國に於ける土耳古及びモスコヴィア會社に就いて一言し、(ibid., pp. 88-89.)、而して最後に諸君主をして貿易を熱望せしむる所以を論ずる。彼れを以つて觀れば、第一に外國との通商が君主及び國民一般に取つて光榮と名譽との點に於いて顯著なるものであり、第二に(イ)君主、其の貴族及び鄉紳に對し、(ロ)其の臣民、即ち海員、農民、技工、勞働者及び其の他一般住民に對し其の齎す富及び便益の點に於いて卓越せ

るものであり、第三に、其の熟練ある商人によつて整然管理せられ、規則正しく實行せらるゝ所に於いては、そが國家、君主及び人民に對して齎す攻防兩様の力に關して拔群なるに存する。(Ibid., pp. 90-102.)。

三

此の書は實に、大市場發生して、工業階級が大商人に從屬するに至れる重商主義時代に於いて其の職業の誇りに燃えつゝある新興商業ブールヂュワジーの代表的著作として看做さる可きものである。大貿易商人たる本書の著者は中世的ギルド組織を擴張して、熟練ある商人による秩序整然たる貿易の組織を確立せんことを主張するものである。信仰の事項は神學者に、國防の其れは軍人に、法律の其れは法曹に委せらる可きが如く、通商の問題は須らく商人の勸告に從ふ可きである。彼れは貿易の經驗なき純然たる政治家に貿易の支配を委ぬるの不安に驅られて、商人による商業の統制を主張するものである。然も這般の見解は決して惟り彼れのみに止まるものではなかつた。遠洋貿易を最も有利に遂行す可き會社組織に就いて論爭の囂しかつた頃、事實上東印度會社の主宰者であつたサー・ジョサイア・チャイルドは一千六百九十三年、制規會社と株式會社の和解の爲めに彼れに提示せられたる條件を承認することを拒んで、「余は汝等の常規たるものは余の意志及び命令であつて、英國の法律たらざる可きを期待する。英國の法律は無智なる田舍紳士の多數によつて編纂せられた囈語の堆積である。彼れ等は自己の家庭をすら支配するの道を知らない。況んや制規會社及び外國貿易をや」と放語したと傳へられてゐる。(James Macpherson, History and Management of the East India Company, 1779, p. 18.)。

兩本書の一千六百四十一年版は夙に稀覯書中に數へられたものであつて、一千八百五十六年、マカラックによつて A Select Collection of Early English Tracts on Commerce. 中に複刻せられてゐるが、此の書も亦、今日では得易からざる珍籍と爲つてゐる。爰には一千六百四十一年版の表題頁を寫眞版として揭ぐることゝした。彼れには前記二著の外に Warre-fare epitomized, 1640. の著がある。

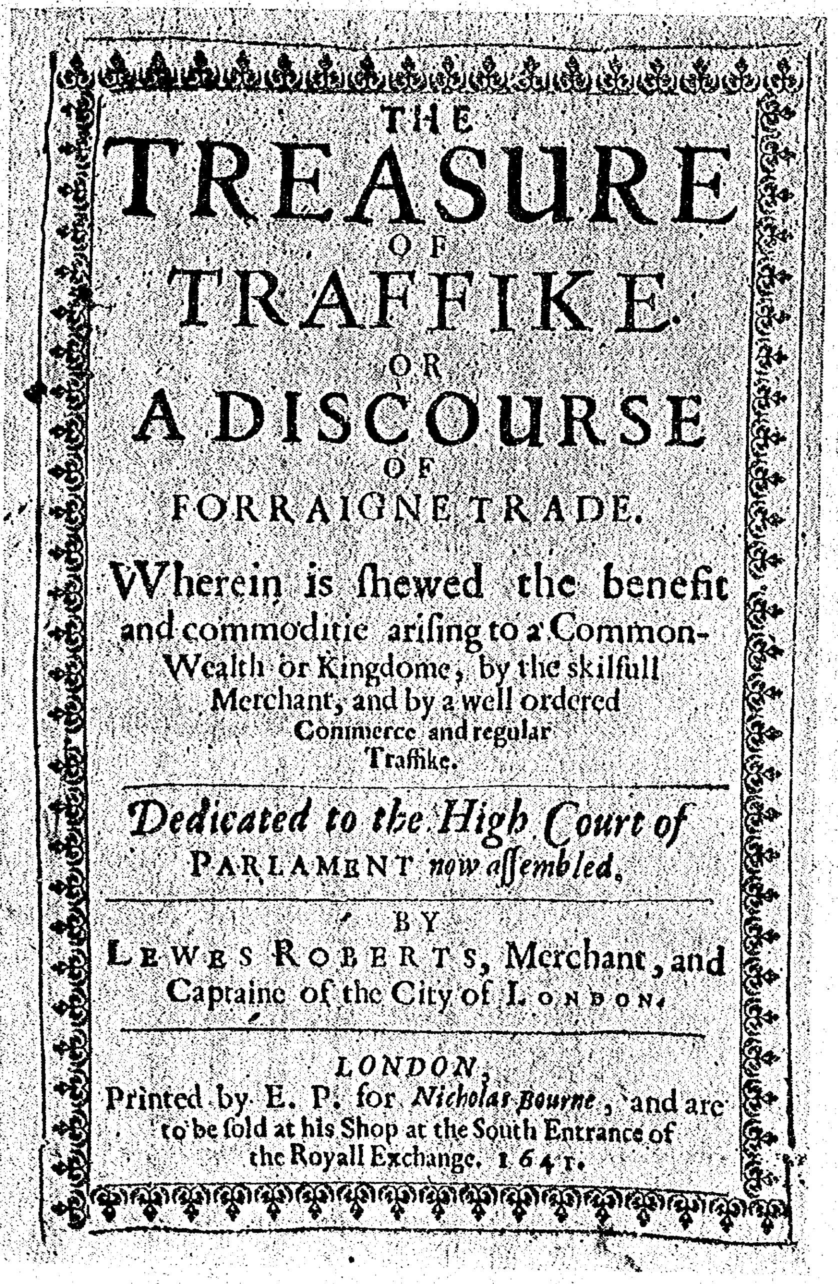
THE
TREASURE
OF
TRAFFIKE.
OR
A DISCOURSE
OF
FORRAIGNE TRADE.

Wherein is shewed the benefit and commoditie arising to a Common-Wealth or Kingdome, by the skilfull Merchant, and by a well ordered Commerce and regular Traffike.

Dedicated to the High Court of PARLAMENT *now assembled.*

BY
LEWES ROBERTS, Merchant, and Captaine of the City of LONDON.

LONDON,
Printed by E. P. for *Nicholas Bourne*, and are to be sold at his Shop at the South Entrance of the Royall Exchange. 1641.